

## 第5章 富士宮市行動計画

第5章では、第4章で設定した基本理念、4つの行動計画方針に基づき、施策の方向性及び実施事業の内容を示す。

施策は、以下の体系で構成される。

表7 施策の体系

方針	区分	主要項目
5-1 守る	5-1-1 教育・普及活動の推進	(1) 普及活動の推進 (2) 学校教育・生涯学習への活用
	5-1-2 文化財の保存管理	(1) 文化財保存管理の徹底 (2) 文化財整備 (3) 文化財調査・研究
	5-1-3 伝統文化の継承	(1) 伝統文化の継承 (2) 文化財保護の体制づくり
	5-1-4 環境保全活動の推進	(1) 緩衝地帯（バッファゾーン）の周知徹底 (2) 景観保全活動の推進 (3) 美化活動の推進 (4) 自然環境保全活動の推進
	5-1-5 保存管理のための基金の創設	(1) 基金の創設
5-2 受け入れる	5-2-1 アクセスルートの確立	(1) アクセスルートの整理と整備 (2) 周辺環境整備 (3) サイン整備 (4) 構成資産周遊方法の設定
	5-2-2 ガイダンス機能の充実	(1) 拠点施設整備（中継拠点・周遊拠点・サテライト施設） (2) 便益施設整備及び管理
	5-2-3 ルールの確立	(1) 地域ルールの設定 (2) 関連マナーの明示 (3) ルールの策定・運用の体制づくり (4) 文化財利用ガイドラインの設定
	5-2-4 ガイド体制の整備	(1) ガイド体制の整備
	5-2-5 ホスピタリティの醸成	(1) ホスピタリティの向上 (2) バリアフリー対策 (3) 外国人への対応
	5-2-6 安全対策の充実	(1) 安全対策の充実
5-3 活用する	5-3-1 地域資源のネットワークの確立	(1) 地域、行政、企業、団体等の交流促進 (2) 富士山ツーリズムの構築
	5-3-2 世界遺産による地域振興	(1) ブランドイメージの構築 (2) 関連産業のネットワーク
5-4 情報を発信する	5-4-1 情報の効果的な発信	(1) 情報発信拠点の整備 (2) 情報発信活動の推進

## 第5章 富士宮市行動計画

### 5-1 守る

#### 富士山の価値を 守る

美しい富士山の自然と、富士山が育ててきた文化遺産の価値を学び、理解し、次世代に残していこう。

#### ● 基本的な考え

富士山及び構成資産を将来にわたり保全するために、まず、市民を中心とし多くの人が富士山の世界文化遺産としての価値（富士山の自然を基盤として「信仰の対象」及び「芸術の源泉」という顕著な普遍的な価値）を理解し、愛しむ心の醸成が必要になってくる。

その考えのもと、価値を保護・保全するためには、法令や行政計画等に基づく保存管理を義務付け、これを確実に実行していくことが、富士山と構成資産の保存管理の基本である。ただし、行政だけの活動では限界があるため、多くの人々に保全活動に協力してもらう必要があり、市民と市の協働による文化財の保存管理、伝統文化の継承、環境保全活動、市全体で富士山の保存管理を行う仕組みづくりを推進する。

また、それらの仕組みを実現する根底に、第一に地域住民、そして市民全体が富士山を身近に感じる機会を増やすことが必要となる。富士山と接する「暮らし」と「学び」を通じて地域に対する愛着や大切に守り育てる思いを育む教育・普及活動を推進する。

#### ● 施策の方向性

区分	主要項目
5-1-1 教育・普及活動の推進	(1) 普及活動の推進 (2) 学校教育・生涯学習への活用
5-1-2 文化財の保存管理	(1) 文化財保存管理の徹底 (2) 文化財整備 (3) 文化財調査・研究
5-1-3 伝統文化の継承	(1) 伝統文化の継承 (2) 文化財保護の体制づくり
5-1-4 環境保全活動の推進	(1) 緩衝地帯（バッファゾーン）の周知徹底 (2) 景観保全活動の推進 (3) 美化活動の推進 (4) 自然環境保全活動の推進
5-1-5 保存管理のための基金の創設	(1) 基金の創設

#### 5-1-1 教育・普及活動の推進

##### (1) 普及活動の推進

県内外の方々に、史跡等の価値や世界遺産についての十分な理解が図られるよう、富士山世界遺産センター（仮称）、中継拠点、周遊拠点、サテライト施設などでの常設展示や、民間施設、公共施設等でのパネル展の開催、各種イベントでのPRなど、様々な媒体、機会を利用して、理解と普及啓発に努める。

(2) 学校教育・生涯学習への活用

市内の次代を担う子どもたちが構成資産を通して富士山の価値を知り、富士宮の歴史・文化を学ぶことにより、郷土に愛着と誇りを持ち、文化や自然を大切にする気持ちを育てていくことが重要であることから、幼児期から「富士山の世界文化遺産」の価値に触れる機会の創出に学校教育の場等を活用していく。

また、市民の自主的な学習活動や、様々な団体、区、老人会、女性部などの集まりの際に富士山まちづくり出前講座を開催するなど、様々な機会に富士山の価値を理解してもらうよう努める。

【事例】教育・普及活動の推進

事例① 副読本の作成	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県世界遺産協議会や教育委員会は、小学生・中学生用の副読本を発行した。</li> <li>和歌山県世界遺産登録推進熊野地域協議会は、主に地元の人々に役立つことを願って、できるだけ平易に解説した啓発用の小冊子を作成した。</li> <li>副読本は、世界遺産センターのホームページからダウンロードできる。</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>小学生用副読本</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地元住民用副読本</p> </div> </div>

5-1-2 文化財の保存管理

(1) 文化財保存管理の徹底

構成資産は文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、保存管理が義務付けられる。文化財保護法の下では、各構成資産の保存管理計画（史跡富士山保存管理計画、白糸ノ滝保存管理計画）が策定され、それらに基づいて保存管理が行われている。

今後も、遺跡ごとの保存管理計画に定められた方法により保存管理を徹底する。

(2) 文化財整備

富士山山体及び構成資産の持つ多様な価値を保護・保全、活用するための整備を進め、この地域で受け継がれてきた富士山文化について、市民、来訪者等に理解していただき、文化財に対する意識を高めていく。

各構成資産の整備については、整備基本計画（富士宮市史跡富士山整備基本計画、白糸ノ滝整備基本計画）が策定され、それらに基づき文化財の整備及び環境整備が行われている。今後も計画に従い整備を進めていく。

(3) 文化財調査・研究

富士山及び構成資産に関係する発掘調査、文献調査、郷土史の研究を進め、調査で得られた記録や遺物等の資料を保管・管理すると共に関連情報なども収集・整理して、今後実施される整備に備える。また、市民及び来訪者等への周知を図り、保護思想を育むための講演会や発掘現場説明会、市内各所での巡回展、学校での出前講座等、様々な活動を実施する。

## 第5章 富士宮市行動計画

### 5-1-3 伝統文化の継承

#### (1) 伝統文化の継承

構成資産周辺地域において、地域に受け継がれた歴史、祭事、伝統に根ざした活動などの伝統文化を継承し、今一度掘り起こし、記録して次世代へ伝えていくことになる。そのことにより、その文化を育んだ地域社会そのものを大切にする意識を醸成する。また、地域社会の内外に存在する新たな担い手育成を行う。

#### (2) 文化財保護の体制づくり

文化財保護を目的として、行政だけの活動ではなく地域住民と共に継続的に実施する。地域住民を中心として、多くの市民、企業等の協力を得て、富士山全体の文化財保護の体制づくりを進める。

#### 【事例】文化財保護の体制づくり

<b>事例①</b>	<b>道普請ウォーク</b>	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業や団体が CSR 活動や研修の一環として、参詣道の維持、修繕活動にボランティアとして協力する。</li> <li>「道普請ウォーク」と同時に、『世界遺産入門』も実施し、世界遺産の価値と保存管理の大切さを学ぶことができる。</li> <li>申し込み後、事前に世界遺産センターにてレクチャーを行う。原則、県世界遺産センター、当該市町等も作業に参加し技術指導を行う。</li> <li>平成 19 年度 8 団体、平成 20 年度 9 団体、平成 21 年度 12 団体、平成 22 年度 17 団体、平成 23 年度 31 団体が活動している。</li> <li>活動団体は、県世界遺産ホームページに掲載している。</li> </ul>		
<b>事例②</b>	<b>茅場の再生・保全活動</b>	五箇山の合掌造り集落
<ul style="list-style-type: none"> <li>越中五箇山菅沼集落保存顕彰会は、CSR 活動を行う企業と協定を締結し、茅場の再生・保全活動に取り組んでいる。</li> </ul>		

### 5-1-4 環境保全活動の推進

#### (1) 緩衝地帯（バッファゾーン）の周知徹底

緩衝地帯（バッファゾーン）においては、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法（富士宮市景観条例、富士宮市景観計画）、都市計画法等の適正な運用を行う。

#### (2) 景観保全活動の推進

富士山の景観保全のため、静岡県行動計画、富士宮市景観計画等に基づいた取組を継続して行う。

##### ○静岡県行動計画

- ・富士山の眺望箇所や構成資産周辺における修景への取組
- ・富士山周辺地域の道路の無電柱化
- ・水田や畑の整備及び耕作放棄地の解消と新たなビューポイントの創出

○富士宮市景観計画

- ・良好な景観の形成のための行為の制限
- ・屋外広告物、掲示に関する制限（富士宮市屋外広告物条例）
- ・景観重要公共施設の整備（景観重要道路（国・静岡県・富士宮市）、景観重要河川（静岡県）、景観重要公園（富士宮市））

（3）美化活動の推進

市内を美しく保つため、また、市民の美化意識を高めるため、地域に暮らす住民が主体となりながら、地域外の人々の参加を得て、アダプト制度などの活用により市民と市の協働により、資産や河川、道路、公園等の美化活動を進める。

美化活動は、来訪者をもてなすことにつながる。来訪者にごみの分別収集や清潔なトイレの利用を呼びかけることにより環境美化への協力を呼びかける。

（4）自然環境保全活動の推進

富士山及び構成資産の自然環境において、問題となっている交通渋滞に伴う排気ガス、放置されるごみ、廃棄物等への対策を強化する。静岡県行動計画、富士宮市環境基本計画等に基づき、これまで以上に関係機関、市民と連携した監視、啓発活動、植樹等の自然保全活動を推進する。

また、富士山の乗り入れ規制は、協議会において、期間を決めて行っているが、今後の状況も鑑み、当年度の実施状況を踏まえて、翌年度の規制期間等について検討する。併せて、静岡・山梨両県及び関係市町村との協議により、入山料等の導入についても検討する。

○静岡県行動計画

- ・酸性雨対策、野生動物対策（国・静岡県・山梨県）
- ・噴火、土砂災害・落石、地震対策等（国・静岡県・山梨県）
- ・マイカー規制の実施（関係者からなる協議会）
- ・富士山クリーンアップの推進（清掃活動を行う団体等の活動支援）
- ・富士山麓における不法投棄防止対策（国・静岡県・山梨県・市町村等）

○富士宮市環境計画

- ・富士山の自然の保護（自然林の再生、関係機関と協力した自動車の入山規制、林道への自動車の乗入規制、登山道に設置されたトイレの適切な管理・運用）
- ・自然環境の調査と監視
- ・不法投棄対策の推進（市民の協力によるパトロール）
- ・関係機関との連携推進（国・静岡県・周辺自治体）

【事例】環境保全活動の推進

<b>事例①</b>	<b>10万人の参詣道「環境保全」活動</b>	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和歌山県観光局は、文化財保護専門家による指導のもと、参詣道の保全活動のプログラム（道普請・清掃・景観保全等）を推進している。 企業 CSR 等環境保全活動、次世代育成環境保全活動、来訪者（語りべの引率等）による環境保全活動等</li> <li>・ 保全活動の実施記録は、県世界遺産センターホームページに公開される。</li> <li>・ 平成 21 年度は、世界遺産登録 5 周年記念事業として、語りべや世界遺産マスター、ウォーキングインストラクターと共に歩き、道の補修や清掃を行う『未来への架け橋「世界遺産保全ウォーク」』を実施した。</li> </ul>		
<b>事例②</b>	<b>白神山地世界遺産地域巡視員会議</b>	白神山地
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白神山地世界遺産地域科学委員会は、世界遺産地域の保全管理を図るため、東北森林管理局長が地元住民等をボランティア巡視員として委嘱し、白神山地保全等の活動や観光客の入山マナー向上を図る。平成 24 年 6 月に第 1 回巡視員証の交付が行われた。</li> </ul>		
<b>事例③</b>	<b>森林情報ポスト</b>	白神山地
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北森林管理局は、白神山地の森林を適切に保全管理するため、入山者から、立木の損傷や伐採等の異常を発見した場合の情報を携帯電話で提供していただく「森林情報ポスト」を設置し、平成 21 年 7 月から運用を開始した。</li> <li>・ 情報ポストは、携帯電話のメール、カメラ、GPS 機能を活用して、白神山地の入山者から、森林に関する情報を提供していただくシステムで、現地状況の確認、捜査、補修整備など、世界自然遺産地域でもある白神山地の森林の保全管理に活用する。また、提供いただいた情報への対応状況を、東北森林管理局のホームページに定期的に掲載する</li> </ul>		

5-1-5 保存管理のための基金の創設

(1) 基金の創設

多くの構成資産の文化財保存管理活動を継続的に実施するために、富士宮市は、官民協働での幅広い保全活動が必要となってくる。その活動を進めていく資金を確保するため、財源として基金の創設と効果的な資金調達の仕組みづくりが喫緊の課題となっている。

そのため、市独自の基金を創設することと同時に、有効に活用するための基金管理団体を設立し、その中で保存管理活動に繋げていく。

富士山の保存と持続可能な公開・活用のため、関係者の意識を高めて協力者の裾野を広げ、保存管理活動に必要な資金・物資等を調達する。そして、基金の運用により適宜必要な施策を実行し、良好な状態で保存し公開・活用する、というサイクルを構築する。

公開・活用の場面で、多様な協力者から、様々な文化財支援（資金調達）の形態が考えられる。

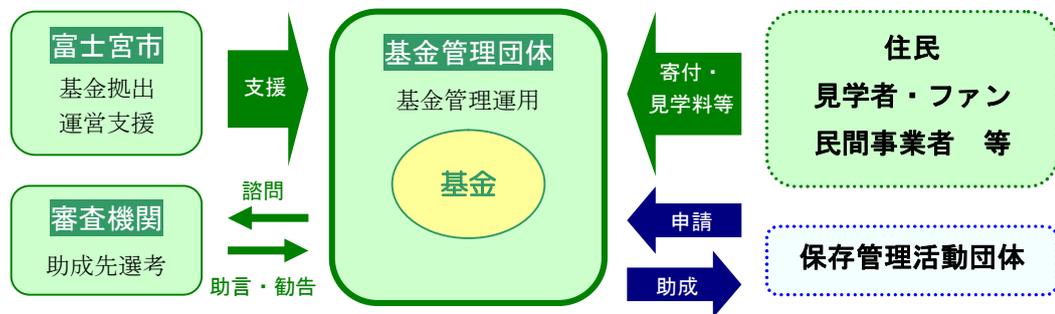


図14 基金の仕組み (例)

※基金設立に向けて、具体的な方法を検討する。

- ・ 基金管理団体の検討
- ・ 基金対象事業の決定
- ・ 基金支出審査基準の確立

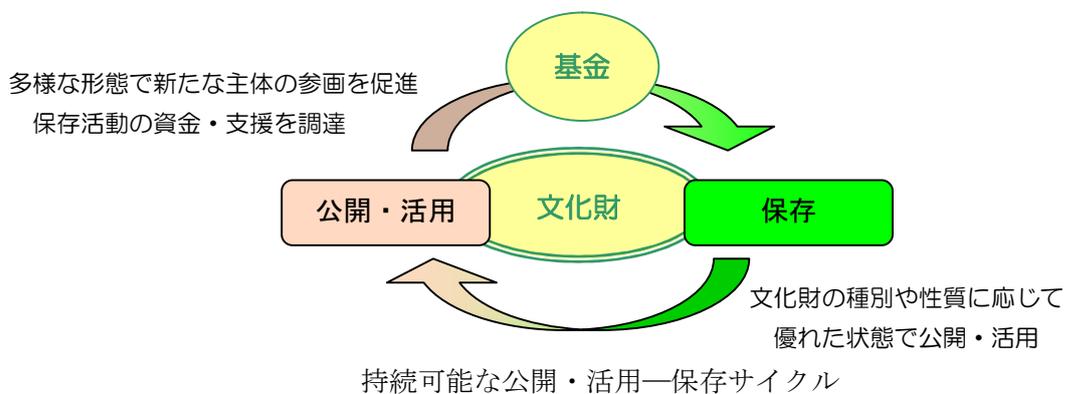


図15 運用の考え方

表8 資金調達形態の形態（例）

公開・活用の類型	地域魅力の高まり	文化財支援の形態 (資金調達の形態)
<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育・研究資源としての活用</li> <li>■世界遺産保全活動・環境保全活動の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識の伝承</li> <li>・地域の知恵・人材のストック</li> <li>・地域への誇り・愛着の高まり</li> <li>・文化財保護体制の確立</li> <li>・世界遺産保全の理解者の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講料・受験料の還元</li> <li>・教材費等の還元</li> <li>・事業補助研究助成</li> <li>・寄付、体験料</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■良好なまちなみ・景観形成の核</li> <li>■観光資源としての活用</li> <li>■ビジネス資源としての利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入者の増加</li> <li>・観光地としての集客力向上</li> <li>・付加価値の高いサービス業の展開</li> <li>・コンテンツ・ライセンス・ビジネスの展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税収増</li> <li>・見学科</li> <li>・出資</li> <li>・事業収益の還元、税収増加</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会活動・地域活動の媒体としての利用</li> <li>■CSRの媒体としての利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動拠点の確保</li> <li>・企業ブランドの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会費</li> <li>・会場費</li> <li>・寄付</li> </ul>

【事例】保存管理のための資金の調達

<p><b>事例①</b> ポイント等によるインターネット募金</p>	<p>石見銀山遺跡、平泉等</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イオン株式会社の「ご当地 WAON」カードは、電子マネーの利用金額の一部が各種活動に活用される。</li> <li>・「やまなし富士山 WAON」は「富士山世界文化遺産登録山梨県推進募金会」に寄付されるカードである。</li> <li>・富士宮市のフードバレー構想推進に活用される「富士宮やきそば WAON」、富士山の環境保全活動に活用される「しずおか富士山 WAON」等も発行されている。</li> <li>・その他にも、ユーザーがクレジットカードや携帯電話に貯めたポイントやマイル等を共感する団体に寄付するサイトが各種存在し、気軽に社会貢献できるツールとなっている。</li> </ul>	
<p><b>事例②</b> 社会貢献預金</p>	<p>紀伊山地の霊場と参詣道</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿ろうきんは、2012年10月、新たに「社会貢献預金・すまいる」を発売した。希望する寄付コースを選び、預金を通して、エコ推進・子どもたちの未来応援・災害復興支援・国際協力を行っている各分野の活動が応援できる。台風被害・熊野古道の復興支援に活用されている。これまでは満期の利息から寄付する仕組みであったが、定期預金の店頭表示金利より一定金利を引き下げ、毎年3月末の残高の0.10%相当額をろうきんから寄付する。</li> </ul>	
<p><b>事例③</b> 募金型自動販売機</p>	<p>平泉</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産「平泉の文化遺産」応援自販機が設置された。みちのくコカ・コーラボトリング株式会社が「平泉の文化遺産」の保存管理を支援するため企画。売り上げの一部が平泉町世界遺産推進基金へ寄付され、デザインも平泉の景観に配慮しつつ世界遺産をPRする特別仕様となっている。</li> </ul>	



## 5-2 受け入れる

### 来訪者を 受け入れる

訪れる人が、富士山の魅力を安全に、興味深く、効率的に味わうことができる、「ようこそ」の心あふれる受け入れ体制をつくろう。

#### ● 基本的な考え

世界文化遺産登録に当たり、国内外からの増加が想定される来訪者に対応しながら、住民の暮らしを守るための対策が必要である。一般的な観光地とは違い、富士山の顕著な普遍的な価値の継承を前提として、来訪者にその魅力を堪能してもらうことはもとより、来訪者の安全と利便性を確保するとともに、市全体でのホスピタリティの醸成をはかる。

そのため、地域住民と来訪者が共に安心して過ごせる仕組みとして、アクセスルートの確立、秩序ある見学方法の確立、ガイド機能の充実、ガイド体制の整備を行う。

また、地域住民を中心として、環境や景観の保全や質の向上など地域のルールを設定し、地道なまちづくりと結びつけた活動を継続していくことが重要である。その活動の積み重ねが、結果として一過性ではない、中長期的な観光振興等の波及効果を生み出し、持続可能な地域を形成していくことにつながる。

#### ● 施策の方向性

区分	主要項目
5-2-1 アクセスルートの確立	(1)アクセスルートの整理と整備 (2)周辺環境整備 (3)サイン整備 (4)構成資産周遊方法の設定
5-2-2 ガイダンス機能の充実	(1)拠点施設整備 (中継拠点・周遊拠点・サテライト施設) (2)便益施設整備及び管理
5-2-3 ルールの確立	(1)地域ルールの設定 (2)関連マナーの明示 (3)ルールの策定・運用の体制づくり (4)文化財利用ガイドラインの設定
5-2-4 ガイド体制の整備	(1)ガイド体制の整備
5-2-5 ホスピタリティの醸成	(1)ホスピタリティの向上 (2)バリアフリー対策 (3)外国人への対応
5-2-6 安全対策の充実	(1)安全対策の充実

### 5-2-1 アクセスルートの確立

#### (1) アクセスルートの整理と整備

国内外から富士山及び構成資産までのルートは、公共交通の不足やアクセスルートのPRが不十分なことから、来訪者にとって解かり難く不便な状況である。そこで、富士山さくらの園を中継拠点と位置づけ、周遊拠点として富士山本宮浅間大社及び白糸ノ滝を想定する。さらに、中継拠点や周遊拠点と構成資産を結ぶ中継施設(サテライト施設)として、道の駅朝霧高原、白糸ノ滝ガイダンス、花と食の元気広場、長屋門歴史の館、富士山環境交流プラザ、五合目レストハウ

## 第5章 富士宮市行動計画

スを想定する。(p44-図18 市内の周遊手段参照)

これらの中継拠点、周遊拠点、サテライト施設、各構成資産への現状のアクセスルートを整理し、効果的に周知することはもとより、関係機関と協議しながら新たなルートの構築を検討する。

### ① 市外からのアクセスルートの設定

市外から富士宮市への交通手段は、飛行機（静岡空港・羽田空港・成田空港）、鉄道（新幹線・東海道線・身延線）、車（自家用車・レンタカー）、バス（高速・定期・ツアー）である。交通アクセスは、各種の交通手段を組み合わせることが考えられるが、中継拠点及び周遊拠点を訪れる場合の基本ルートと、今後必要と考えられる整備について以下に示す。

### ○ 富士山静岡空港を利用する場合（飛行機）

富士山静岡空港から富士宮市へのアクセスは、現状、鉄道、車を利用しての来訪になる。

#### （現状）

鉄 道：富士山静岡空港～バス約30分～JR島田駅～約60分～JR富士駅、JR身延線に乗り換え  
約20分～JR富士宮駅 計約110分

一般車：富士山静岡空港～東名高速道路吉田IC～富士IC～西富士道路～富士宮市  
計約110km 約90分

富士山静岡空港～新東名高速道路島田金谷IC～新富士IC～西富士道路～富士宮市  
計約110km 約90分

#### （新たな整備）

静岡空港と中継拠点及び周遊拠点を直接結ぶバスの運行を検討する。また、静岡空港を利用した世界遺産ツアーを検討する。

### ○ 新富士駅及び富士宮駅を利用する場合（鉄道）

鉄道による主要な経路は、県外から新幹線により JR 新富士駅で降りて、そこから JR 富士駅まで移動し、JR 身延線にて JR 富士宮駅に来る場合と、新富士駅から直接バス、タクシー、レンタカー等で富士宮市にアクセスする場合がある。今後は、新富士駅、富士宮駅において情報発信の拠点の充実を図り、駅から各拠点を直接結ぶ新たなバスルートの設定が必要である。

#### （現状）

東海道新幹線◇JR東京駅 こだま約70分◇JR新富士駅

◇JR新大阪駅 ひかり約50分 ◇JR名古屋駅こだま約100分◇JR新富士駅

バスに乗り換え約10分◇JR富士駅 JR身延線に乗り換え約20分◇JR富士宮駅

#### （新たな整備）

新富士駅、富士宮駅から中継拠点及び周遊拠点を直接結ぶバスの運行を検討する。また、新富士駅、富士宮駅を利用した世界遺産ツアーを検討する。

### ○ 富士 IC（東名高速道路）・新富士 IC（新東名高速道路）・河口湖 IC（中央自動車道）・甲府南 IC（中央自動車道）を利用する場合（車両）

車両による主要な経路は、県外から高速道路により最寄りの IC にアクセスし、そこから隣接市

町との主要な連絡道路である西富士道路、国道 139 号を經由して、富士宮市に来ることが考えられる。

(新たな整備)

新東名高速道路は今後、海老名南 JCT～豊田東 JCT 間が高速道路となり、さらなる交通利便性の向上が予想される。

- ◇東名高速道路 東京 約 80 分◇富士 IC 西富士道路・国道 139 号・県道 180 号經由約 30 分◇富士宮市
- ◇東名高速道路 大阪 約 360 分◇富士 IC 西富士道路・国道 139 号・県道 180 号經由約 30 分◇富士宮市
- ◇中央自動車道 東京 約 90 分◇河口湖 IC 国道 139 号・県道 72 号經由 約 90 分◇富士宮市
- ◇中央自動車道 松本 約 75 分◇甲府南 IC 国道 358 号・139 号・県道 72 号經由 約 100 分◇富士宮市

○ その他拠点と考える場所からの直接的なアクセス（高速バスやツアーバス）

東京駅と羽田空港等の国内外の拠点から直接、富士宮市を訪れる高速バスやツアーバスがある。今後も拠点となる場所から直接、富士宮市を訪れることができるようなルート開発が必要である。

- ◇東京駅 約 150 分◇JR 富士宮駅
- ◇羽田空港 横浜駅・新富士駅經由 約 200 分◇JR 富士宮駅

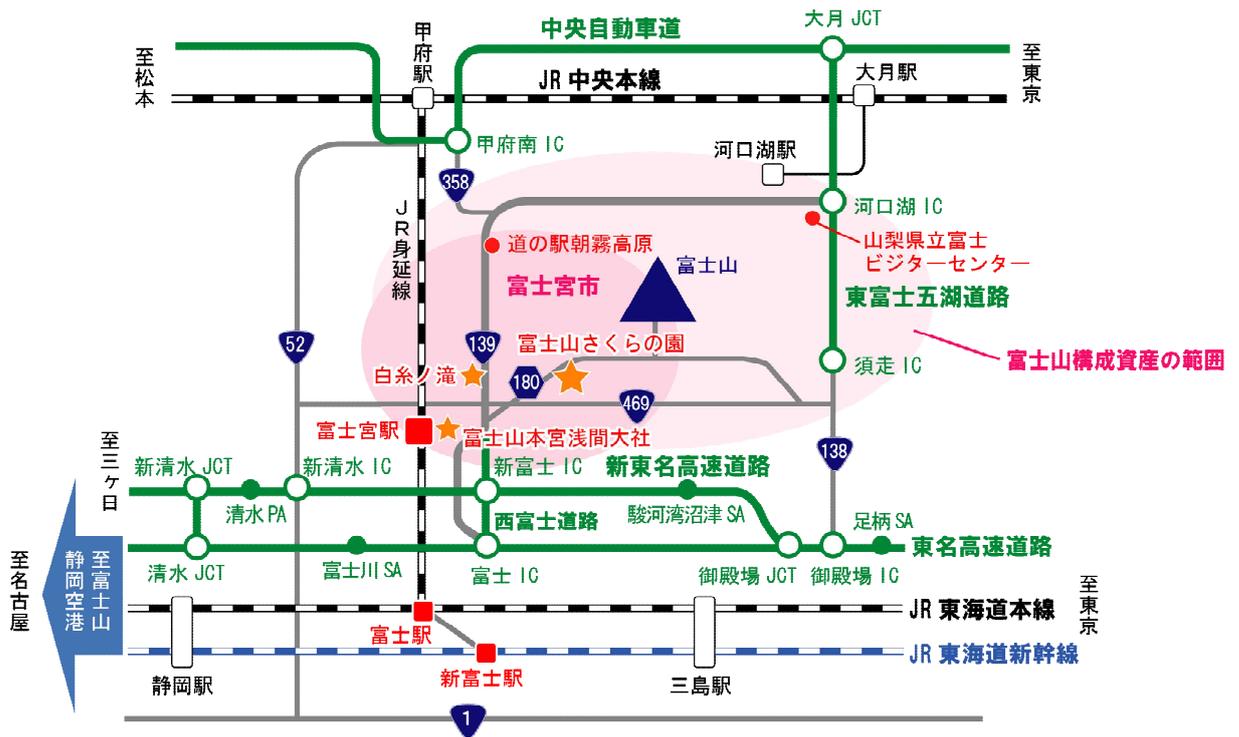


図 16 市外からの交通結節点と市内の中継拠点・周遊拠点

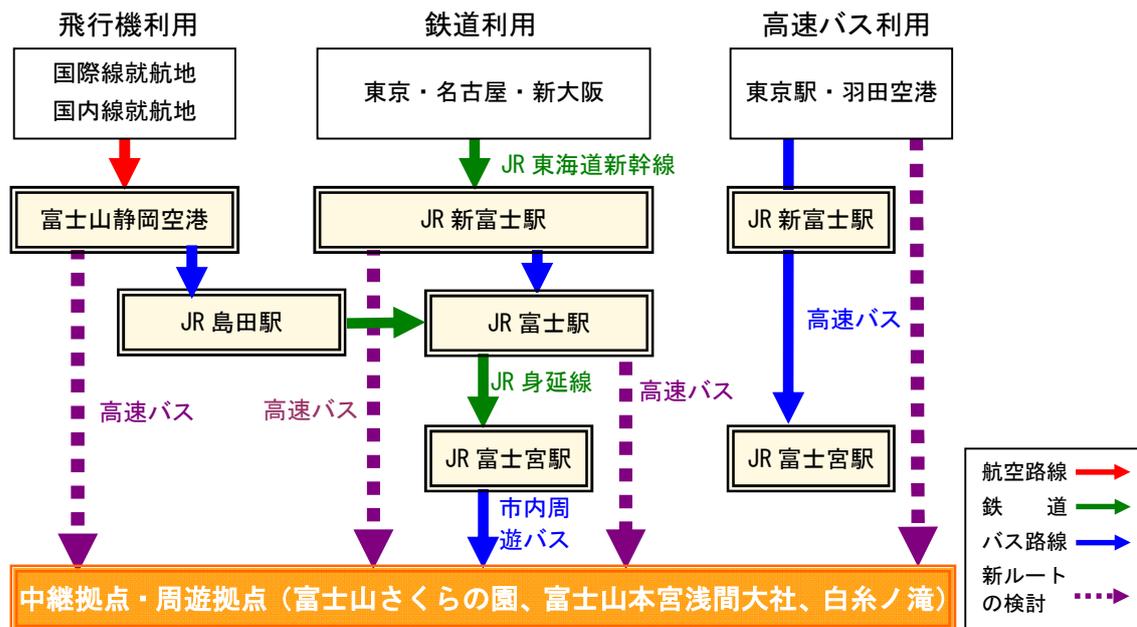


図 17 飛行機・鉄道・高速バスでのアクセス方法

② 市内のアクセスルートの設定

国内外から中継拠点、周遊拠点、サテライト施設、構成資産を訪れるアクセスルート、特に JR 富士宮駅及び構成資産間のルートが機能していない。中継拠点、周遊拠点、サテライト施設、各構成資産相互のアクセスルートを設定することが必要である。

(市内周遊の現状)

現状では、JR 富士宮駅が市内の周遊拠点であるため、JR 富士宮駅から各構成資産への交通アクセスの現状を把握する。

表 9 交通アクセスの現状

構成資産	交通アクセスの現状
富士山域 (山頂の信仰遺跡群、大宮・村山口登山道)	JR 身延線富士宮駅から五合目までは、7月～10月の間は路線バスが運行する。県道180号富士宮富士公園線(富士山スカイライン)を利用して約35kmの距離があり、バスでの所要時間は約80分である。7月・8月にはマイカー通行規制が行われている。 五合目からは、20分程度歩いて六合目に至り、そこから大宮・村山口登山道指定区間となり4～7時間で山頂に到達する。
富士山本宮浅間大社	JR 富士宮駅から約1kmの距離があり、徒歩15分程の位置にある。JR 富士宮駅北側の県道76号富士富士宮由比線(通称神田通り)を西方向に移動して、浅間大社へアクセスする。
山宮浅間神社	現在、JR 富士宮駅から山宮浅間神社への路線バス運行は無いため、自家用車、タクシー等でのアクセスに限られる。 JR 富士宮駅からは、富士山頂方面に向かう県道180号富士宮富士公園線で約6.5kmの距離があり、所要時間は15分程である。また、国道469号(富士南麓道路)が、神社南側約600mのところに接続している。

<p>村山浅間神社</p>	<p>現在、JR 富士宮駅から村山浅間神社への路線バス運行は無いため、自家用車、タクシー等でのアクセスに限られる。</p> <p>JR 富士宮駅からは、富士山頂方面に向かう県道 180 号富士宮富士公園線、国道 469 号を通過して約 8km の距離があり、所要時間は 20 分程である。</p>
<p>人穴富士講遺跡</p>	<p>現在、JR 富士宮駅から人穴富士講遺跡への路線バス運行は無いため、自家用車、タクシー等でのアクセスに限られる。</p> <p>幹線交通としては国道 139 号が西側を通過しているが、人穴地区に直接接することはなく、通過交通となっている。そのため、国道 139 号から人穴地区に接する県道 75 号清水富士宮線により、南側は上井出地区から、北側は朝霧高原方面から進入する。</p> <p>JR 富士宮駅からは、約 18km の距離があり、所要時間は 40 分程である。</p>
<p>白糸ノ滝</p>	<p>現在、JR 富士宮駅から白糸ノ滝への路線バスが運行されている。JR 富士宮駅からは、山梨県方面に向かう国道 139 号の上井出 IC を降り、西に向かう県道 414 号朝霧富士宮線を通して約 13km の距離があり、バスでの所要時間は約 30 分である。</p>

(新たな整備)

中継拠点、周遊拠点及びサテライト施設を訪れた人が、構成資産を周遊できる新たな周遊方法を設定する。

また、北部の構成資産周辺は混雑が予想されるが、周辺環境の保全が最も大切であることから、拠点からの「パーク&ライド方式」を導入し、車両を規制する。

- ・ 自家用車での来訪者は、中継拠点、周遊拠点及びサテライト施設に駐車し、そこから周遊バスに乗り換え、構成資産又はサテライト施設付近のバス停まで移動し、徒歩又は自転車で構成資産周辺を巡る。
- ・ 周遊バスの運行は、現行の路線バスの運行状況を見て検討する。定額制、共通バスの設定等の運賃システムも検討する。
- ・ エコツーリズムの観点からも、中継拠点、周遊拠点、サテライト施設、構成資産を起点とした散策、レンタサイクル、ベロタクシー等の利用を促す情報提供や、低公害車の導入を図る。
- ・ 観光バス（マイクロバスを含む）は、乗降や待避スペースが限られるため、乗降・待機は予約制とする。指定された乗降場を下車し、帰りは乗車予定時刻に指定された乗降場で乗車する。
- ・ 中継拠点、周遊拠点へのアクセスルートが混雑する場合は、自家用車・レンタカーの利用者を観光目的に応じてサテライト施設等へ分散させる。
- ・ 臨時対策（ゴールデンウィーク等の行楽期）として、公共施設や民間の観光施設等と連携したバス運行を行い、渋滞を回避する。



※各構成資産の詳細なアクセスは、第6章及び資料編に示す。  
 図 18 市内の周遊手段

(2) 周辺環境整備

各構成資産をつなぐアクセス道路について、渋滞等の発生や通行に支障がある道路は整備を行う。各構成資産周辺においては、今後來訪者が歩くことが想定される道路は、安全な歩行環境が整っていない箇所があるため、構成資産周辺地域の雰囲気を保全しながら、歩道及び自転車通行用道路の整備を行う。高齢者・障害者などのためのバリアフリー対策を図るとともに、バリアフリー化できない箇所についての情報を提供する。

(3) サイン整備

拠点となる施設への周辺道路の案内標識等広域的な位置づけのサインは、静岡県の「地域別公共サイン整備行動計画」にしたがい整備を進める。しかし、サイン整備行動計画に設置の記載がないものもあるため、静岡県等関係機関と協議し、地点誘導サイン等を設置していく。

また、市内の構成資産へ誘導するための、公共交通機関や拠点となる施設からの歩行者、自転車利用者用のサインは、関係機関、市関係部署と協議し、今後策定する「富士宮市サイン計画」にしたがって富士宮市が設置する。

構成資産に到着後の説明板等のサインについては、富士宮市「史跡富士山整備基本計画」「白糸ノ滝整備基本計画」及び景観保全に関する関連計画にしたがい、関係者と協議しながら、富士宮市が整備・統廃合を進める。

デザインは、静岡・山梨両県、関係市町村と協議を行い、史跡富士山として統一を図る。世界文化遺産登録への対応として、世界文化遺産の標記と多言語化を行う。

#### (4) 構成資産周遊方法の設定

富士山の構成資産は、多岐にわたり、広範囲に分布している。関連する数多くの文化財も点在しており、それぞれの歴史や文化的価値は様々な観点で相互につながりを持っている。そのため、地理的条件を基に大循環から小循環の3つの段階を想定し、それぞれの空間スケールによって富士山を理解できるよう周遊方法を設定する。

##### 各循環の位置付け

- |                               |
|-------------------------------|
| 大循環：富士山全体の広域的な周遊              |
| 中循環：富士宮市に関連する構成資産を中心としたゾーンの周遊 |
| 小循環：富士宮市に関連する構成資産付近の周遊        |

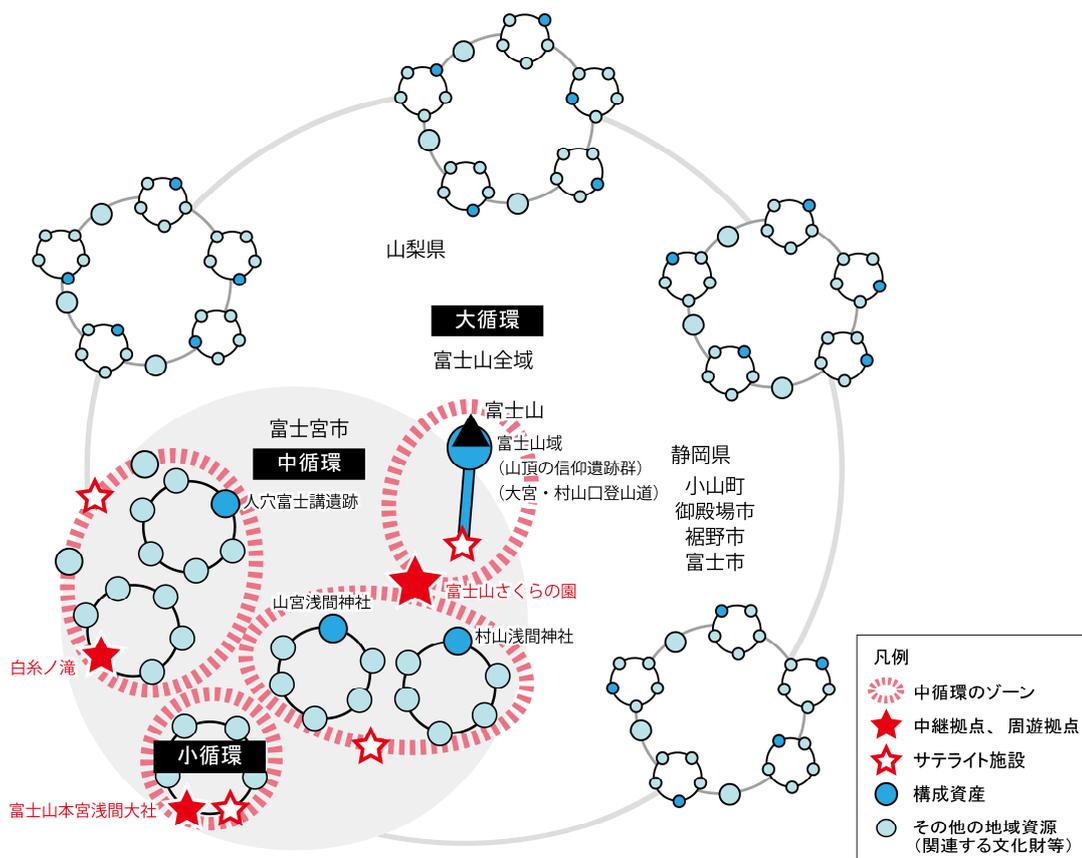


図 19 構成資産周遊の概念図

①大循環の特徴

○位置付け：富士山全体の広域的な周遊

○大循環で想定される来訪者

【ニーズ】

世界から、全国からこのエリアへの来訪が期待され、富士山を一般的に広く、知ろう、体感しようとするニーズが高い。

【移動手段】

自家用車、レンタカー、観光バス、路線バス

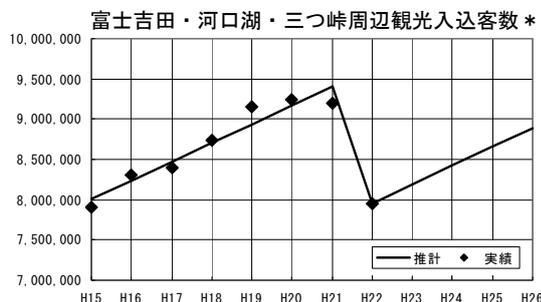
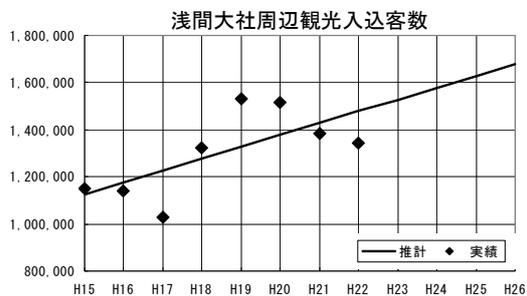
【来訪者数（想定）】

■静岡県側

市観光統計資料「浅間大社周辺」の入込客数を参考にする。既に受入体制が整った観光地であるものの一旦は客数が落ち込んだ時期もあったが、世界遺産登録に向けた気運の高まりなどにより平成18年度以降は観光客が増加し、平成22年度は約134万人となっている。世界遺産登録後も堅調に推移することが期待できる。実績値から推計して、毎年約5万人増加し、登録直後には約170万人の入り込みを想定する。

■山梨県側

山梨県観光入込客統計調査報告書の「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」の観光入込客数（延べ人数）を参考にする。既に観光地として受入体制が整った観光地であり、世界遺産登録に向けた気運の高まりなどにより入込客数は年々増加し、平成22年度は約796万人となっている。世界遺産登録後も堅調に推移することが期待できる。実績値から推計して、毎年約23万人増加し、登録直後には約890万人の入り込みを想定する。



\* 富士吉田・河口湖・三つ峠周辺の観光入込客統計調査は、平成22年度より、観光庁の共通基準（平成21年12月策定）に基づいて全面的に改訂されたため、前年までの調査・集計結果との直接的な比較ができなくなっている。

・両県併せて年間1,100万人の規模で富士山への来訪が想定される。

② 中循環の特徴

○位置付け：富士宮市に関連する構成資産を中心としたゾーンの周遊

○中循環で想定される来訪者

<p><b>【ニーズ】</b> 富士山をもっとよく知るためにゆっくり文化財を見て回りたいというニーズがある。地域で様々な体験プログラムを受けたいというニーズがある。</p> <p><b>【移動手段】</b> 周遊バス、観光バス、路線バス</p> <p><b>【来訪者数（想定）】</b></p> <p>■浅間大社ゾーン 市観光統計資料「浅間大社周辺」の入込客数を参考にする。近年増加傾向にあり、平成22年度は約134万人となっている。実績値から推計して毎年約5万人増加し、世界遺産登録直後には約170万人の入り込みを想定する。</p> <p>■山宮・村山ゾーン（山宮浅間神社、村山浅間神社） 市平成22年度観光統計資料の「富士山周辺」の約43万人を基本とする。世界遺産登録後は、約1.7倍を見込み*、約73万人の入り込みを想定する。</p> <p>■北部ゾーン（白糸ノ滝、人穴富士講遺跡） 市平成22年度観光統計資料の「白糸ノ滝周辺」の約44万人を基本とする。世界遺産登録後は、約1.7倍を見込み*、約75万人の入り込みを想定する。</p> <p>*世界遺産登録後の増加は、石見銀山統計を参考とした。石見銀山では、世界遺産登録前の平成18年度の入込み数は約40万人であったが、登録した平成19年度は71万人となり、約1.7倍増となった。</p>
--

③ 小循環の特徴

○位置付け：富士宮市に関連する構成資産付近の周遊

○小循環で想定される来訪者

<p><b>【ニーズ】</b> 文化財を身近に感じ、深く知りたいとするニーズが高い。</p> <p><b>【移動手段】</b> 徒歩、自転車</p> <p><b>【来訪者数（想定）：各構成資産の最大時滞留者数】</b></p> <p>■山宮浅間神社付近 現在の利用者数20.1人/日であり、現在の利用者数から、世界遺産登録後の入り込み時の最大時滞留者数を推定する。（仮に最大時滞留者数を日平均の10倍を想定） 20.1人/日×10=201人（年間来訪者数：20.1人/日×1.7×365≒12,000人）</p> <p>■村山浅間神社付近 現在の利用者数27.9人/日であり、現在の利用者数から、世界遺産登録後の入り込み時の最大時滞留者数を推定する。（仮に最大時滞留者数を日平均の10倍を想定） 27.9人/日×10=279人（年間来訪者数：27.9人/日×1.7×365≒17,000人）</p> <p>■人穴富士講遺跡付近 現在の利用者数20.5人/日であり、現在の利用者数から、世界遺産登録後の入り込み時の最大時滞留者数を推定する。（仮に最大時滞留者数を日平均の10倍を想定） 20.5人/日×10=205人（年間来訪者数：20.5人/日×1.7×365≒12,000人）</p>
---

5-2-2 ガイダンス機能の充実

(1) 拠点施設整備（中継拠点・周遊拠点・サテライト施設）

静岡県は、富士山に係る包括的な保存管理の拠点、富士山の自然や歴史・文化等の価値を来訪者に伝え周辺観光等の情報提供も行うなど来訪者の多様なニーズに対応する拠点となる「富士山世界遺産センター（仮称）」の整備を予定している。これを富士山全体のガイダンス機能を持つ大循環の拠点と捉え、市は主に当該ゾーンのガイダンス機能を有する中継拠点、周遊拠点及びサテライト施設を整備する。

また、来訪者の基本的な照会等に対応する窓口として、中核施設に総合案内窓口を定める。また、サテライト施設については、各構成資産の情報のもとより、各施設との情報交換ができるような窓口を定める。

- ・ 富士山全体の構成資産、モデルルート、観光施設等についての照会対応（マップ等配布）
- ・ 富士宮市内の構成資産、モデルルート、観光施設等の照会対応（マップ等配布）
- ・ 交通機関、飲食・宿泊施設等の照会対応
- ・ 土産物、特産品の紹介

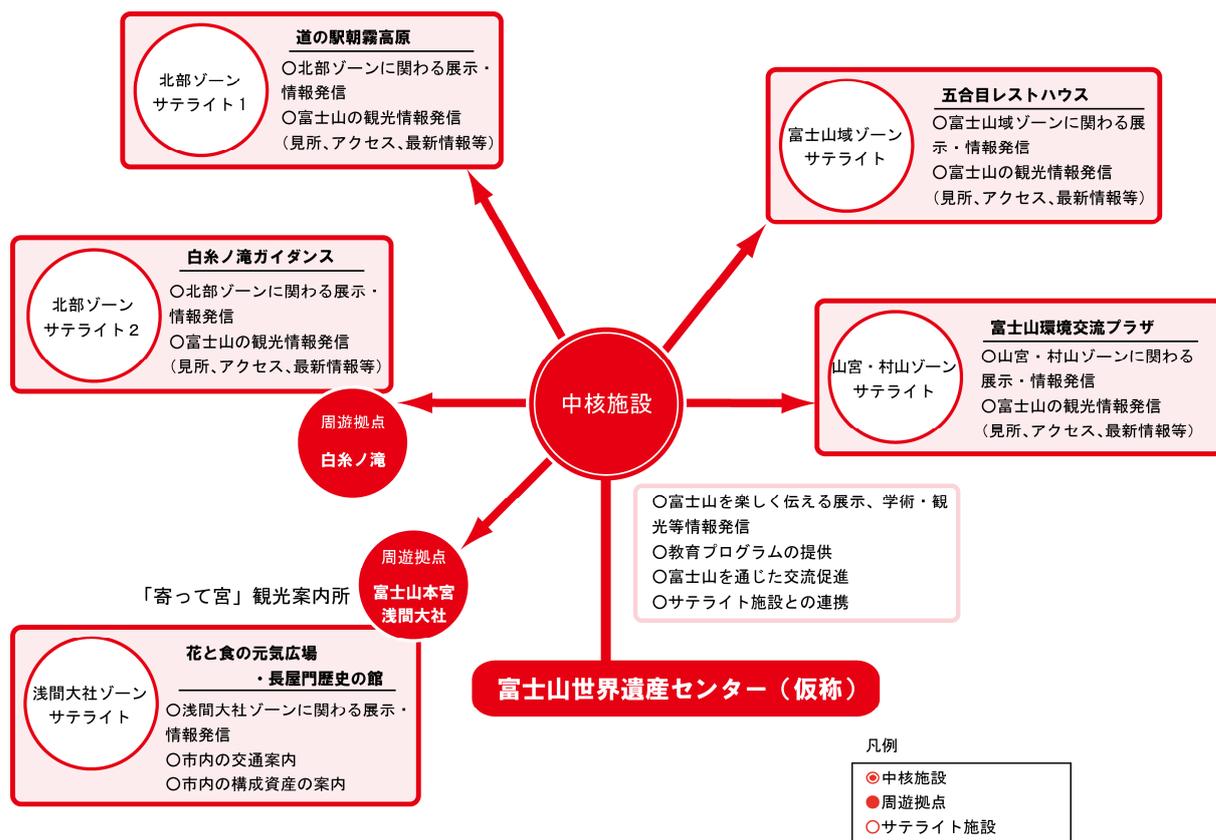


図 20 拠点施設におけるガイダンス機能の分担

(2) 便益施設整備及び管理

「富士宮市史跡富士山整備基本計画」、「白糸ノ滝整備基本計画」に基づき、交通体系やルートにしたがって拠点施設の整備と併せて、必要な駐車場・トイレ・休憩所等の便益施設を配置する。施設整備にあたっては、利用者の使いやすさ、必要とされるサービスやトレンドに十分に配慮した設計を行う。各便益施設の利便性の向上や利用分散を促すため、施設の位置や設備内容等の情報提供を行う。また、便益施設の管理については、行政と地域が協力し適切に管理する。

＜ 設備内容の例＞

- ・ トイレ（多目的トイレ、案内・展示機能の併設）
- ・ 無料休憩所（あずまや、ベンチ、テーブル）
- ・ ベビーコーナー（授乳所、おむつ交換所、ミルク用の給湯サービス）
- ・ 救護所（ベッド、畳部屋）

5-2-3 ルールの確立

遺跡や暮らしを守るためには、法的な制限には限界があるため、地域住民と来訪者が共に守るべきルール（＝一定の制限）やマナー（＝礼儀、作法）を地域住民が主体となって策定し、地域住民、市民、来訪者に周知し、遵守するような仕組みを作る。

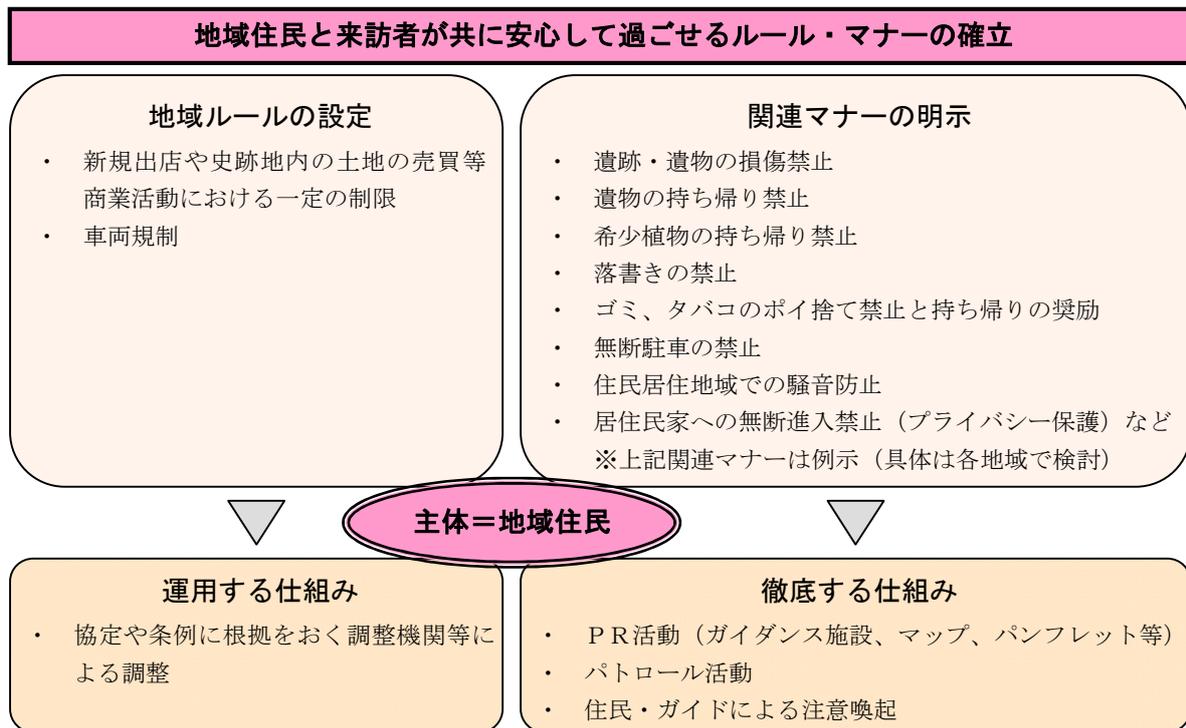


図 21 地域ルール・マナーの確立

(1) 地域ルールの設定

富士山及び構成資産周辺の自然環境や文化的な景観を形成・創出するよう、駐車場、自動販売機、土産物屋、レストラン等の営業や、交通規制等について、地域住民や関連する事業者の合意により地域のルールを設定し、地域住民や事業者、来訪者の遵守を徹底する。

## 第5章 富士宮市行動計画

### (2) 関連マナーの明示

来訪者が心地よく構成資産を巡り、富士宮市の魅力を実際に改めて体感し、再び富士宮市を訪れることで、富士山の普遍的価値がより高まっていく。そのため、構成資産周辺地域が生活空間であること、プライバシーを保護することへの理解を促し、喫煙場所、通行止め、ごみの持ち帰り等の観光に関するマナーを明示し遵守を促す。

各地域の課題や特性に応じた関連マナーを、地域住民や関連する事業者の合意により設定し、来訪者がマナーを守ることができるよう、御利益、謂れなどに関連付けるといったオリジナリティのある明示方法を検討する。

表 10 富士山世界遺産のルールとマナー（案）

■ルール（やってはいけないこと）	■マナー（こころがけること）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡や寺院等を絶対に傷つけないこと</li> <li>・トイレは清潔に利用すること</li> <li>・ゴミは持ち帰ること</li> <li>・花、草、葉や石などはとらないこと</li> <li>・野生動物にエサを絶対に与えないこと</li> <li>・ガム、キャンディー、アイスクリーム等を食べながら史跡を巡らないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行き交う人に礼をし、挨拶をしましょう</li> <li>・歩道や散策路があるところは道を外れないで歩きましょう</li> <li>・ガイドがいるところでは、案内にしたがいましょう</li> <li>・移動は余裕をもって、ゆっくり行きましょう</li> <li>・なにかを感じて、帰路につきましょう</li> </ul>

### (3) ルールの策定・運用の体制づくり

地域住民の合意に基づいたルール・マナーの設定、それらの運用や遵守を徹底するため、地域住民による体制づくりを検討する。

### (4) 文化財利用ガイドラインの設定

多くの来訪者が訪れることが想定されることから、史跡富士山の見学ガイドラインを定める。特に、村山浅間神社の大日堂の管理ガイドライン、人穴富士講遺跡の洞穴への入洞ガイドラインを設定するなど、文化財利用のガイドラインを定める。

#### 【事例】ルールの確立

事例① 参拝道ルール	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産登録推進三県協議会は、参詣道を訪れる人に守ってもらう参拝道ルールを作成した。</li> <li>・ 参拝道ルールは、世界遺産センター、観光協会、語り部の会などのホームページに掲載されている。また、施設やトイレにも看板を設置し、周知を促している。</li> <li>・ 参拝道ルール               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「人類の遺産」をみんなで守ります。</li> <li>2. いにしえからの祈りの心をたどります。</li> <li>3. 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます。</li> <li>4. 動植物を採らず、持ち込まず、大切にします。</li> <li>5. 計画と装備を万全に、ゆとりを持ってあるきます。</li> <li>6. 道からはずれないようにします。</li> <li>7. 火の用心をこころがけます。</li> <li>8. ごみを持ち帰り きれいな道にします。</li> </ol> </li> </ul>	

<p><b>事例② 入山マナーの普及啓発</b></p>	<p>白神山地</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北森林管理局青森事務所は、白神山地世界遺産地域の中でも、特に観光客や入山者等が多い暗門の滝（青森県中津軽郡西目屋村）入口において、入山シーズンの開幕にあわせて、現地を訪れる観光客等にマナーパンフを配布している。</li> <li>・ 入山マナー             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 決められた道を歩きましょう！</li> <li>2. 動植物を大切に！</li> <li>3. ゴミは持ち帰る！</li> <li>4. トイレは適切に！</li> <li>5. たき火は禁止です！</li> <li>6. ペット持ち込みはやめて！</li> <li>7. 魚釣りは禁止されています！</li> </ol> </li> </ul>	
	
<p><b>事例③ 大森町内における出店マナー</b></p>	<p>石見銀山遺跡</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年度に大森町自治会協議会と行政による「石見銀山ルール検討委員会」を設置し、大森町内の町並み景観や環境に配慮した指針を盛り込んだ「大森町内における出店マナー」について検討。</li> <li>・ それまで県内外の業者の出店に際して、地元住民などとのトラブルはなかったが、今後の無秩序な出店などを防ぐため、マナー指針を作成し、大森町町民集会で合意形成した。</li> <li>・ 大森町自治会協議会が出店マナーの管理組織となり、穏やかさと賑わいの両立を図っている。</li> <li>・ 出店マナーでは、以下のような規定を定めている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○一店舗につき看板は一つと定め、看板の素材も木や竹などの自然素材にする。</li> <li>○新規の自動販売機の設置や客への呼び込み行為は控える。</li> <li>○出店する事業者や従業員は同町内に定住する努力をすること、地域活動や同遺跡の保全活動に参加することも促している。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、マナーは町内の申し合わせで罰則規定はない。</p>	
<p><b>事例④ 白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章</b></p>	<p>白川郷の合掌造り集落</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和 46 年に荻町区大寄合いにて「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」を制定。「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」を結成した。</li> <li>・             <ul style="list-style-type: none"> <li>「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」                 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保存の原則                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内資源を「売らない・貸さない・こわさない」（三原則）</li> </ul> </li> <li>2. 自然環境を守るために                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の新築等による色彩（黒または黒褐色）の統一</li> <li>・ 看板・広告等の統制</li> <li>・ 集落内立木の保護</li> <li>・ 景観にそぐわない建物・施設の自粛</li> <li>・ ゴミのない美しい集落の実現</li> </ul> </li> <li>3. 合掌家屋を守るために                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者は合掌家屋が重要な文化財であることを認識し保存</li> <li>・ 住民は合掌家屋が荻町の宝であることを自覚し保存に協力</li> <li>・ 火気に細心の注意</li> </ul> </li> <li>4. 風習を守るために                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土の風習・風俗並びに郷土芸能の保存継承</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> </li> <li>・ 昭和 55 年には、「荻町から看板を無くする運動」として、白川郷荻町集落の自然環境を守る会、白川村、村教育委員会で屋外広告物に関する取り決めを制定した。</li> <li>・ 平成 12 年度には、白川郷荻町集落の自然環境を守る会が「景観保存基準におけるガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、以下のような規定を定めている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場は住民の住居に必要最小限度とし、有料駐車場として利用しない。</li> <li>○新規営業用の駐車場は最小限度とし、現有の駐車場の拡大は原則として認めない。</li> </ul> </li> <li>・ これにより、農地が駐車場となるのを防ぎ、合掌集落としての景観を保全してきたが、生活上の理由から有料駐車場を営業する人が存在する。</li> </ul>	

## 第5章 富士宮市行動計画

### 5-2-4 ガイド体制の整備

#### (1) ガイド体制の整備

富士山の顕著で普遍的な価値について来訪者や市民に正しく伝え、理解を深めるために、富士山世界遺産ガイドを養成する。外国人・障害者に対応できるガイド員の確保と心のこもったガイドレベルの確保・向上を図る。また、その拠点となるガイド窓口を来訪者の利便性を考えた場所に設置し様々な媒体を利用する。

#### ○ガイド窓口の設置

現在、JR富士宮駅構内に富士宮駅前観光案内所、富士山本宮浅間大社内に「寄って宮」観光案内所が設置されている。今後は、総合案内所の整備と合わせて、ガイド窓口を設置する。また、各構成資産に設置されるトイレに併設されている案内所をガイドの待機所として活用する。

- ・ガイドダンス施設におけるガイド窓口の設置
- ・事前予約制度（周知はインターネット、予約受付はFAX又は郵送、打合せは電話連絡）

#### ○ガイド人員の育成

富士山の顕著で普遍的な価値について来訪者や市民に正しく伝え、理解を深めるために、富士山世界遺産ガイドを養成する。

#### ○ガイド内容の充実

一定のガイド人員の養成が達成された段階において、適正なガイド料金の設定と継続した研修機会を確保することにより、ガイド員の確保とガイドレベルの向上を図る。将来的には、ガイドの組織化、自主運営化を目指す。

- ・ガイド料金の設定（ガイドのレベルアップの促進）
- ・ガイド研修会の実施（外国人・障害者への対応）
- ・ニーズ対応モデル設定（目的別・人数別・年齢別・滞在時間別・交通手段別等）

#### ○情報発信ツールの活用

ガイドの育成、内容の充実に加えて、パンフレット、ガイドブック、情報端末等をガイド資料として活用して富士山の価値や観光情報等を伝える。

### 【事例】ガイド体制の整備

事例①	世界遺産マスター	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と適切な活用を推進するための民間リーダー</li><li>・ 世界遺産に関する研修を行った後、認定試験を経て和歌山県知事から認定される。</li><li>・ 第1期（平成18年度）は16名、第2期（平成19年度）は19名、第3期（平成20年度）は18名、第4期（平成21年度）は19名、第5期（平成22年度）は21名の、合計93名の方が認定を受け、ボランティアで世界遺産保全啓発活動を行っている。</li><li>・ 活動中は腕章を着けている。</li><li>・ 活動内容<ul style="list-style-type: none"><li>○世界遺産及びその周辺地域でのパトロール（主に参詣道）</li><li>○世界遺産関連地域情報の収集及び世界遺産センターへの情報提供</li><li>○セミナーや研修会、語り部活動等における普及啓発活動</li></ul></li></ul>		

### 5-2-5 ホスピタリティの醸成

#### (1) ホスピタリティの向上

日本全国及び海外から、多くの来訪者が当市に訪れることが予想され、おもてなしの心を持って迎えらるるようなホスピタリティ向上が求められる。このため、直接関係する地域、観光関連業者、商店街などで研修会等を実施する。また、来訪者に必要な情報を様々な場所、媒体で提供する。

#### (2) バリアフリー対策

高齢者・障害者などのため、施設のバリアフリー化等の対策を図るとともに、バリアフリー化できない箇所については情報を提供する。

#### (3) 外国人への対応

地域、観光関連業者、商店街などと協働し、外国人に対応できる仕組みを構築する。また、外国語対応のパンフレット等を作成し、地域に配布し、地域全体で対応ができる機運を高める。

#### 【事例】外国人への対応

事例①	パンフレットの作成	紀伊山地の霊場と参詣道
	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県観光連盟は、外国人対応の観光マップやウォーキングマップ、おもてなしに役立つ会話集などのパンフレットを作成し、ホームページからダウンロードできるようにしている。</li> </ul>	

### 5-2-6 安全対策の充実

#### (1) 安全対策の充実

国内外からの登山者に対しては、静岡県と関係市町とで連携し、各登山口に富士登山ナビゲーター（案内人）を配置し、登山指導や周辺観光案内を行うとともに、登山に必要な情報発信を行う。

また、引き続き富士山衛生センターの施設の維持管理に努めるとともに、開設期間延長やそれにとりなう人材の確保については、静岡県とともに検討を進める。

さらに、来訪者が構成資産を安全に周遊できるよう、各構成資産内の安全管理施設を整備する。誘導・安全対策として来訪者の案内誘導、巡視員等による安全管理、混雑時の整理、ガイドの同行等、緊急・救急時の処理として、緊急時の誘導、関係機関と連携した傷病時の緊急体制、災害発生時の危険管理体制を設け、安心して来訪できる地域を形成していく。

### 5-3 活用する

#### まちづくりに 活用する

富士山の恵みあふれる富士宮の自然、歴史、文化、産業を掘り起こし、新たな価値を創造していく、躍動するまちづくりをすすめよう。

#### ● 基本的な考え

富士山麓は、静岡・山梨の両県にまたがり、多様な資源があるが、総合的にこれらを活かしていく機運は高くなかった。富士山への関心の高まりは、これらを活用・発信する機会となり、それが富士山の価値と相まって魅力を深め、富士山を守る活動が地域の活性化にもつながる。

来訪者の増加のみを期待するのではなく、「世界の宝」となった富士山の理解者、サポーターを増やすことが大事である。そのために、単なる観光や土産物だけでなく、今ある地域資源を広げる工夫、富士山の文化との関わりのある特産品の開発・PRなども重要になる。市民への教育・啓発や、各関係者とのネットワーク形成を図り、地域が持つ魅力とは何か、それを磨くためには何が必要かを、地域住民や市民をはじめとする富士山のサポーターが真剣に議論する場を設定する。

#### ● 施策の方向性

区分	主要項目
5-3-1 地域資源のネットワークの確立	(1) 地域、行政、企業、団体等の交流促進 (2) 富士山ツーリズムの構築
5-3-2 世界遺産による地域振興	(1) ブランドイメージの構築 (2) 関連産業のネットワーク

#### 5-3-1 地域資源のネットワークの確立

##### (1) 地域、行政、企業、団体等の交流促進

富士宮市に関係する富士山及び構成資産を「守る」「受け入れる」「活用する」には、静岡県の関係自治体だけでなく山梨県の関係自治体と交流を深め、情報交換をすることが求められる。このことから富士山周辺の関係自治体との協議会を立ち上げ交流を図る。

また、世界文化遺産登録を通じて様々な活動に協力している企業、NPO等市民活動団体、地域住民等との連携により、富士山の保全活動にとどまることなく、富士山世界文化遺産をキーワードに様々な活動を行い地域全体の活性化を目指す。観光施設、民間施設、旅行業者、宿泊業者、富士山周辺自治体等が地域住民との交流を通じて、情報交換、連携（人材・資材の調達）、その他事業化に向けた検討を行う場を設ける。

##### (2) 富士山ツーリズムの構築

観光施設、民間施設、旅行業者、宿泊業者、農業者、富士山の構成資産は多岐にわたり、広範囲に分布している。関連する数多い文化財も数多く点在しており、それぞれの歴史や文化的価値は様々な観点で相互につながりを持っている。また、地域の中では当たり前だと思われている事柄の中に、地域らしさを秘めた風景や食材、人々の生活習慣等が埋もれている。そのため、今あ

る地域資源の魅力を掘り起こし、富士山の魅力を伝えるストーリーをつくり、世界遺産を通じた富士山ツーリズムの構築を目指す。

そのためには、「体験型」「交流型」旅行のニーズの高まりを踏まえ、富士山及び構成資産をめぐりものだけでなく、富士山信仰の歴史や山麓地域に伝わる風俗や習慣、民話等を組み合わせた物語性のある周遊ルートを旅行会社と連携して設定し、富士山の文化的な価値を巡るツアーや、グリーンツーリズム、エコツーリズム、産業観光など新たな形態の旅行商品の開発を促進する。特に各地で取り組んでいる豊かな伝統野菜等の農林水産物やご当地グルメ等を活かし、食を通じた観光振興を促進する。

富士山ツーリズムは、富士山世界文化遺産を通じて様々な規模での設定が考えられる。小循環（各構成資産周辺）、中循環（市内の構成資産）、大循環（富士山の構成資産全域）、富士山世界遺産センター（仮称）を拠点とした県内全域、全国規模でのツーリズムに広げることができる。今後は、来訪者を受け入れるホテル等の宿泊施設の誘致や、それぞれの地域が連携し、時間をかけて富士山の魅力を体験できる滞在型観光に発展させていく。

また、富士山ツーリズムの構築を目指す観光施設、民間施設、旅行業者、宿泊業者、農業者、富士山周辺自治体等が地域住民との交流を通じて、情報交換、連携（人材・資材の調達）、その他事業化に向けた検討を行う場を定期的に開催していく。

- ・ 観光スポットの発掘とマップ化
- ・ 体験メニューとの組み合わせ
- ・ テーマ性のある観光コース設定

【事例】 地域資源のネットワークの確立

事例① 保存活用団体連携促進研修事業	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する本質的価値の理解を深め、的確な情報啓発活動並びに保全意識の向上を目的に、和歌山県内各地域における古道保存活用団体・語り部団体等を対象に、平成18年度から研修・交流会を年2回（高野地域1回、熊野地域1回）開催してきた。</li> <li>・ 2年間の成果を踏まえ、更なる活躍、また広い視野にたった活動へと発展させるために、平成20年度から三重県、平成21年度から奈良県も参加し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する3県の親睦と発展、交流の拡大を通して、参加団体が研鑽に努め、見識を高められるよう毎年1回実施している。</li> </ul>	 <p>(1) 人の交流 (2) 事例発表 (3) 現地ウォーク</p>
事例② エコツーリズム	白川郷の合掌造り集落
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増大する通過型観光客の来訪を促すため、白川郷では、村をあげてのエコツーリズムに取り組みはじめた。周囲の自然環境を活用してのトレッキングや、伝統食の「とちもち」づくりなど、観光客に宿泊して白川郷の自然と文化をじっくり味わってもらおうという体験型観光のプログラムづくりを行っている。まだ試行錯誤の段階だが、新たな魅力づくりへの挑戦であり、エコツーリズム活用の一例である。</li> </ul>	

<b>事例③</b> エコツーリズム	知床、小笠原諸島
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間ツアー会社（HIS等）のエコツーリズム</li> <li>・ 知床のツアーには森林保護活動（林野庁知床森林センター職員による展示見学と作業指導の後、シカの食害から守るための防護ネット巻きのボランティア体験）が行程に含まれている。</li> <li>・ 小笠原のツアーには、海岸清掃やアオウミガメ飼育体験が行程に含まれている。</li> </ul>	
<b>事例④</b> グリーンツーリズム	白神山地
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地産地消の宿 白神海彦山彦館は、白神山地や十二湖、日本海の豊かな自然の中でグリーンツーリズムに取り組むための研修宿泊施設としての機能を備えており、登山、森林浴、自然観察、各種セミナー等の拠点として利用できる。朝食・夕食は「白神地産地消の会」のお母さんたちが郷土料理を提供し、地元ならではの味を堪能できる。</li> <li>・ 白神自然学校一ツ森校は、廃校となった小学校を活用し、白神山地、ブナ林、赤石マタギ等の学習や山菜料理、薪割り、炭焼き、トレッキング等の各種自然体験ツアーを実施している。</li> <li>・ 同様に、秋田県藤里町にオープンした「白神ぶなっこ教室」は、平成12年に閉校した旧坊中小学校を利用し、キリタンポ作りや白神山地の散策、夜の自然の姿を体感するナイトハイク等の体験メニューがある。</li> </ul>	
<b>事例⑤</b> カルチャーツーリズム	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東紀州観光まちづくり公社は、東紀州の地域活性化のための官民協働の地域学シンクタンクとして、広範な視点から、歴史軸・地理軸の双方向から熊野を研究して地域資産の発見につとめ、地域内外の研究者、専門家、アマチュアをネットワークし、調査研究しその成果を研究誌の発行やフォーラムなどを開催し、広く発表している。</li> <li>・ 熊野地域の魅力を発信しようと、都市部のカルチャーセンターと共催し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」とその周辺文化等をテーマとした、質の高く内容の濃い文化講座を開催している。現在は名古屋栄で中日文化センターと共催でスケッチ講座等を開催し、受講生を熊野へ迎えての現地講座が好評を得ている。</li> </ul>	
<b>事例⑥</b> 企業との共催イベント	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奈良県は、熊野古道小辺路において、有力ブランドのスポーツウェア・スポーツ用品を扱う企業と共同で、世界的に有名なトレイルランナーらを講師に迎え、「トレイルランニングアカデミーin 熊野古道小辺路」を開催している。</li> <li>・ 和歌山県も、企業等との共催でウォーキングイベントを開催。トレンドの「山ガール」等の女性をターゲットとした、パワースポットをめぐる女子会ツアー「Beauty &amp; Power 女子会 わかやま熊野ナイト」等を開催している。協賛企業の直営店にチラシを設置し、ブランドホームページやアウトドア雑誌で事前告知、ブランドホームページで結果を告知している。</li> </ul>	



### 5-3-2 世界遺産による地域振興

#### (1) ブランドイメージの構築

富士山の自然、歴史・文化、農林水産物など富士山麓の豊かで多彩な恵みを活用した観光の魅力の充実を図り、情報発信を行うことなどにより、世界に誇る富士山世界文化遺産ブランドを創出する。また、「村山」「山宮」「人穴」などの地名ブランドを確立し、各地域のブランドの多重化により、富士宮市全体のさらなる魅力向上を目指す。

#### ○富士山ブランド登録制度

富士宮市特有の素材を、本市を代表する商品として生み、育て、「世界文化遺産富士山ブランド」として登録し、事業者間のネットワークを図りながら重点的に支援を行うことにより、富士山世界文化遺産を持つ富士宮の特産品づくりを進める。「富士山世界文化遺産ブランド」を確立するために世界遺産に関連した話題づくりと情報発信を行い、富士宮市全体のイメージアップや地場産品の流通拡大、地域産業の活性化につなげていく。

世界文化遺産というブランドと富士山の価値を表現するブランドイメージ（共通認識）を確立するため、地域住民、関係団体、専門家等による検討組織を設置し、イメージの具現化や効果的なPR展開により、ブランドイメージの定着を図る（例：表現色、言葉、形式、音など）。

#### ○多様な特産品の開発

富士宮市内で生産された農林水産物、陶芸や染色といった伝統工芸品、古い絵図やお札の版木といった富士山にまつわる多種多様な資源を活用し、市内事業者が提供するサービスを活かして、世界遺産と関連付けた付加価値の高い特産品づくりを支援する。

また、それら商品の販路拡大に向けて、ガイドとともに巡るまち歩き、各種体験メニュー、食事の提供などの観光素材を発掘し、それらを充実させ、多様性のある観光商品に仕立て上げる取組も行う。

これらの取組は、「水」をはじめとした豊富な食資源を生かした産業振興を目指す「フードバレーふじのみやの推進」事業とも連携して行う。

#### (2) 関連産業のネットワーク

世界文化遺産を通じて、生産者、関連企業、宿泊施設、レストランなどのネットワークを拡大し、生産・加工・流通・消費がつながる連携したシステムの確立を目指す。それにより、地域の伝統技術の継承や地産地消の推進、農林漁業者による加工・販売への進出等の6次産業化を進め、関連産業の振興を図る。

## 5-4 情報を発信する

### 連携を視野に 情報を発信する

市民や来訪者に富士山の多様な価値を伝え、「守る」「受け入れる」「活用する」に係わる情報を整理し発信することにより、富士宮市が世界遺産のあるまちであることを示そう。

#### ● 基本的な考え

富士山の価値を守り、来訪者を受け入れ、まちづくりに活用するためには、市民が富士山及び構成資産について正しく理解し、その価値を来訪者に積極的に伝えていくことが必要である。そのためには、正しい情報を体系的に発信し、共通の理解のもとで行動することが重要となる。富士山の学術的な情報や保存管理に係る情報、富士山や周辺の観光情報、地域のルール・マナー、富士山を活用した地域の取組等、富士山に関する様々な分野の情報を体系的に整理し、積極的に伝えていく。また、その発信する拠点を行政主体のものだけでなく、民間企業のスペースや媒体を利用し、富士山の自然や歴史・文化等の価値、多彩な魅力について楽しく学べるような情報発信を行う。

富士山の普遍的価値について多くの理解を得るため、各種イベントなどの効果的なPR活動や、広報誌、メディア・マスコミの活用、パンフレット、ガイドブック、DVD等による定期的な情報発信を行う。関係市町村との連携や、観光事業者へのPRを行う。また、富士山に関わる情報を効果的に発信する情報発信拠点を整備する。

#### ● 施策の方向性

区分	主要項目
5-4-1 情報の効果的な発信	(1) 情報発信拠点の整備 (2) 情報発信活動の推進

### 5-4-1 情報の効果的な発信

#### (1) 情報発信拠点の整備

富士山について、民間、行政が多様な視点で情報発信しているが、それぞれ独自の観点があり、効果的な情報発信につながっていない。そのため、これらを連携させ、一元的な情報収集、情報発信を行うための拠点を設け、利用者の情報入手の利便性を向上させる。

具体的には、5-2-1 アクセスルートの確立で市内外のアクセスの拠点となっている場所に情報発信拠点を設置する。また、民間の観光施設等においても情報発信拠点となってもらよう依頼し、できるだけ様々な場所で情報を入手できるようにしていく。

#### ○一元的な情報収集・発信拠点 — 富士山世界遺産センター（仮称）の整備（静岡県）

静岡県が設置する「富士山世界遺産センター（仮称）」は、永く「守る」、楽しく「伝える」、広く「交わる」、深く「究める」をコンセプトとしている。そのうち、センターが担う一元的な情報収集・発信に係る項目について下記に整理する。

表 11 富士山世界遺産センター（仮称）のコンセプト

<p><b>楽しく「伝える」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来館者が富士山について主体的に楽しく学ぶ（楽習）機会を提供する拠点として、富士山の多彩な魅力を楽しく「伝える」展示を行うとともに、富士山に係る各種資料を収集・整理した富士山ライブラリーを整備する。</li> <li>・ センターにおける活動や「富士山学」の成果、周辺の観光情報等について、国内外に向けた積極的な情報発信を行う。</li> </ul>
<p><b>深く「究める」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ センターは、富士山のシンクタンクとして、総合的、学際的、国際的な研究の拠点となる。</li> <li>・ センターにおける資料の調査・収集や独自のテーマ設定に基づく資料の分析、研究成果の発表を行うとともに、他の機関と連携して富士山に係るあらゆる資料を検索できるデータベースを構築する。</li> <li>・ センターでは、研究成果や情報等の集積により、富士山に係る質問に対応するレファレンスサービスを実施する。</li> </ul> <p>『富士山世界遺産センター（仮称）基本構想』平成24年3月 富士山世界遺産センター（仮称）基本構想策定委員会 より情報収集・発信に係る項目を抜粋</p>

**○中継拠点、周遊拠点、サテライト施設、集客施設等との連携**

静岡県の「富士山世界遺産センター（仮称）」で集積した富士山に係る一元的な情報を、富士宮市の中継拠点、周遊拠点、サテライト施設や、新富士駅などの交通拠点、既設博物館・集客施設等で利用者が入手できるよう、連携した情報発信を行う。

**○ホームページの連携**

情報の一元的な発信ができるホームページを定めることにより、一元的で分かりやすい情報発信を目指すとともに、関係ホームページの連携を行う。

- ・ 一元的な情報発信ができる公的ホームページの設置（富士山世界遺産センター（仮称））
- ・ 関連ホームページの連携（富士宮市・静岡県・山梨県・関連市町村公式サイト、民間施設・民間団体公式サイト等）
- ・ メールマガジンの発行

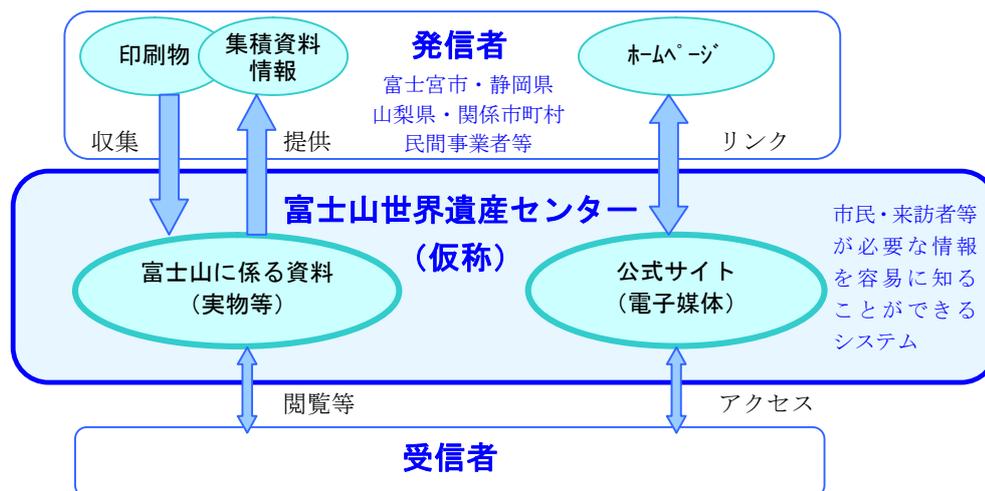


図 22 情報発信拠点の整備

## (2) 情報発信活動の推進

市内の構成資産は、あまり知られていないことから、情報発信拠点を中心に様々な媒体を活用して、来訪者のニーズに答えることができる情報を発信するとともに、今後も各種イベントを開催するなど、多くの人に知ってもらえるよう活動を推進していく。また、富士山周辺の自治体と協力して活動を推進する。

### ○各種イベントの開催

富士山の魅力と世界遺産の意義、地域の将来像などをテーマとして、地元をはじめ県内外での各種イベント（世界遺産めぐりイベント、講演会・シンポジウム等）を開催する。

市民、来訪者等の視線に立ち、分かりやすく、参加しやすいPR活動を行う。

定期的に満足度調査を行い、顧客や旅行者等のニーズを反映させ、継続的なイメージアップと誘客を行う。

### ○広報誌等の発行

発掘調査状況や地域の情報を定期的に発行する（富士山世界文化遺産ニュースの発行、市町村広報誌への情報掲載、民間団体による情報誌の発行）。

### ○メディア・マスコミの活用

テレビ・新聞・ラジオ等のマスメディアを利用して、県内外へ広く情報発信するほか、旅行雑誌等への掲載、出版活動を支援する（ニュース情報の提供、特集記事・特集番組の取材協力、出版活動への協力・情報提供）。

### ○情報発信ツールの作成

富士山の理解が深まるように、対象を整理したパンフレット、ガイドブック、ビデオ等の作成、ITを活用した情報提供システムの導入を進める。外国人や障害者の来訪に対応するため、音声ガ

イドや外国語表記の充実を図る。作成したツールは、ガイドや学習活動でも活用する。

### ○観光事業者へのPR

富士山世界文化遺産を通じた滞在型観光の促進を目指し、周辺の市町や山梨県の協力、商工会議所、市観光協会などの協力を得て、構成資産周辺の散策利用や構成資産全体をじっくり巡るツアーを促す観光PR用DVDの作成・配布などにより、観光事業者へPRする。

### ○交通情報の事前周知

市外から富士宮市へのアクセスルート沿いにある情報提供施設では、関係機関と連携して、富士山の観光情報、市内を周遊するためのリアルタイム交通情報、周遊ルート、バリアフリー等の情報提供ブースを設置する。そのほか、インターネットやパンフレット等で継続的に情報を提供する。

### 【事例】情報の効果的な発信

事例① 企業とタイアップしたプロモーション	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県は、JALとタイアップしたプロモーションを展開している。</li> <li>国内線機内誌「SKYWARD」9月号、12月号（発行部数約85万部）にタイアップ記事を掲載した。また、「ミシュラングリーンガイド・ジャポン」において、熊野が「三つ星」として掲載されたことを機に当該抜刷パンフレットを制作し、各種プロモーションで配布した。</li> <li>ファーストクラス機内誌&amp;会員誌「AGORA」9月号（発行部数約60万部）にタイアップ記事を掲載した。</li> <li>国内線機内番組「スカイスクエア」を制作（BSフジ「ウォーキングプラス」の編集版・約10分）を9月中、国内特定路線で放映した。</li> <li>機内食、機内販売において、和歌山県の食をPRした。</li> <li>JALホームページ、BSフジホームページに、地域紹介コンテンツを掲載した。</li> <li>メディアや企業に魅力を伝えるための現地プレスツアーやパブリシティで情報発信を行っている。</li> </ul>	
事例② パソコンや携帯情報端末を使ったナビゲーション	紀伊山地の霊場と参詣道
<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県は、県（総合交通政策課）で制作した「わかやま交通ナビ」システムと連動させ、最寄り駅から出発・到着地点までの2次交通（路線バス）や標準歩行時間、歩行ルートを検索できるシステム「熊野古道ウォーキングナビ」を制作した。</li> <li>コースごとの所要時間や見どころ、MAP、お問い合わせ先（交通機関・語り部・旅館民宿）、参詣道のルールを、パソコンや携帯、携帯情報端末により検索することが出来る。</li> </ul>	

<p><b>事例③ SNSを利用した情報発信</b></p>	<p>紀伊山地の霊場と参詣道</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県は、各自が所有する SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス：twitter や facebook、ブログなどのネットワークサービス）で旬の観光サービスを発信する「わかやま観光情報発信応援隊～nagomi 隊～」を結成した。2011 年は公募で 8 名を任命し、県の魅力のアピールに貢献している。</li> </ul> <p>nagomi 隊に選ばれると、県の魅力をアピールするファミツアーに参加できるほか、任期中に情報発信に貢献した人に「ベストコメント賞」や「優秀賞」が贈呈される。</p>	
<p><b>事例④ ツイッターや facebook の活用</b></p>	<p>紀伊山地の霊場と参詣道</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県観光連盟は、「わかばんツイッター」で情報発信を行っている。2011 年のフォロワーの数は約 1,000 名、ツイートの数は約 400 件である。</li> <li>東京都にアンテナショップ「和歌山紀州館」を開設し、その公式サイトやツイッターにより観光物産や首都圏でのイベント情報を発信している。</li> </ul> 	
<p><b>事例⑤ 音楽映像アプリで情報発信</b></p>	<p>紀伊山地の霊場と参詣道</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県観光連盟は、フォトグラファーが撮影した熊野の魅力を、高画質映像と音楽によって、新感覚の音楽映像アプリ「KUMANO リセットの地」として iphone、ipad などで広く国内外に発信している。</li> <li>英語字幕が入り、海外にも広くアピールできるものとなっている。</li> </ul>	